

社会福祉法人 北区社会福祉事業団  
東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター運営規程  
(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

(平成 24 年 3 月 27 日規程第 69 号)

改正 平成 24 年 10 月 26 日  
改正 平成 26 年 3 月 28 日  
改正 平成 27 年 3 月 26 日  
改正 平成 29 年 3 月 28 日  
改正 平成 30 年 3 月 28 日  
改正 平成 30 年 7 月 10 日  
改正 令和 元年 9 月 27 日  
改正 令和 3 年 3 月 30 日  
改正 令和 3 年 7 月 5 日  
改正 令和 3 年 9 月 30 日  
改正 令和 4 年 1 月 21 日  
改正 令和 4 年 9 月 30 日  
改正 令和 6 年 3 月 28 日

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、東京都北区が開設し、社会福祉法人北区社会福祉事業団が運営する東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。
- 2 事業の実施にあたっては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守するものとする。

(運営方針)

- 第 2 条 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、従事者は、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解

消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、従事者は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター
- (2) 所在地 東京都北区滝野川6丁目21番25号

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、別紙のとおりとする。

- 2 前項に定めるほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務の内容)

第5条 職員は、事業所の設置目的を達成するため、必要な職務を行う。

- (1) 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理を行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込に係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行うとともに、他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等を行う。  
また、自らも利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- (3) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護及び援助に従事する。
- (4) 看護職員は、利用者の健康管理及び日常生活上の介護その他必要な業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練並びに利用者の日常生活の介助及び援助に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第7条 利用者の定員は、12名(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護)とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北区内全域とする。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第9条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち当事業所と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスの提供を行う。

- ①排泄の介助
- ②移動、移乗の介助
- ③その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ①衣類着脱の介助
- ②身体の清拭、洗髪、洗身
- ③その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ①食事の準備、配膳・下膳の介助
- ②食事摂取の介助

- ③その他必要な食事の介助
- (4) 機能訓練に関すること
  - 体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (5) アクティビティ・サービスに関すること
  - 利用者が、生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて、利用者自身の仲間づくり、体力づくりや心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒の安定を図る。
    - ①レクリエーション
    - ②音楽活動
    - ③制作活動
    - ④行事的活動
    - ⑤体操
- (6) 送迎に関すること
  - 障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、必要な支援・サービスを提供する。
    - ①移動、移乗動作の介助
    - ②送迎
- (7) 相談・助言に関すること
  - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
    - ①疾病や障害に関する理解を深めるための相談、助言
    - ②日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談、助言
    - ③その他在宅生活全般にわたる必要な相談、助言

(利用料等)

- 第10条 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、当該指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護が法定受領サービスであるときは、その額の1割（法令等で定める者は2割又は3割）とする。その他食事代及び日常生活等に関する費用については、別紙のとおりとする。
- 2 加算の項目については、厚生労働大臣が定める基準の中から適合するものを理事長が定める。
  - 3 利用者が、生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令によるものとする。
  - 4 通常の事業の実施地域を越えて行う指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

- (1) 北区内の場合 無料
- (2) 区境を越えて片道1キロメートル以上 1キロメートル当たり10円
- 5 前項の費用の支払いを受けるときは、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受け取るものとする。
- 6 支払方法については、「重要事項説明書」に記載するとおりとする。

(認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等)

第11条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画（介護予防にあつては、介護予防認知症対応型通所介護計画。以下同じ。))を作成する。また、すでに居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 認知症対応型通所介護計画の作成又は変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得なければならない。
- 3 認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- 4 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理及び評価を行う。
- 5 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービス提供の開始時から、サービス提供終了時まで、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う。
- 6 モニタリングの結果を記録し、当該介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する。
- 7 モニタリングの結果を踏まえ、必要と認められるときは、介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第12条 従事者は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、利用者によって代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録に記載するものとする。

(サービスの提供及び利用にあつての留意事項)

第13条 従事者は、サービスの提供にあつては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなくてはならない。

- 2 事業所は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 3 事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 4 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用するものとする。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従事者は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 管理者は災害発生の予防に万全を期すものとする。

- 2 管理者は、非常災害その他緊急事態が発生した場合の処置についてあらかじめ計画を立て、これを従事者及び利用者に周知しておかなければならない。
- 3 管理者は災害の発生に備え、別に定める消防計画に基づいて随時利用者の避難訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条の2 管理者は、現にサービスの提供を行っているときに、事故が発生した場合は、家族、区市町村、関係居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、社会福祉法人北区社会福祉事業団苦情対応規程(平成23年3月29日規程第62号)に基づき迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものと

し、又、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人北区社会福祉事業団事務局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ、北区へ通報する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、社会福祉法人 北区社会福祉事業団東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター運営規程（平成18年3月30日規程第48号）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター運営規程  
 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護) (別紙)

第4条 (職員の職種及び員数)

管 理 者	常勤1名 (兼務)
生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
看護職員	1名以上 (兼務)
機能訓練指導員	(看護職員兼務)

第10条 (利用料等)

(1) 厚生労働大臣が定める基準による1日当たりの利用料 (円)

	認知症対応型通所介護 (単独型)		
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
要介護1	6, 0 2 7	6, 3 1 5	9, 5 2 3
要介護2	6, 6 2 6	6, 9 4 8	1 0, 5 4 5
要介護3	7, 2 4 8	7, 5 9 2	1 1, 5 4 4
要介護4	7, 8 5 8	8, 2 2 5	1 2, 5 6 5
要介護5	8, 4 5 8	8, 8 6 8	1 3, 5 9 7
	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	9, 7 6 8	1 1, 0 3 3	1 1, 3 8 8
要介護2	1 0, 8 1 1	1 2, 2 3 2	1 2, 6 2 0
要介護3	1 1, 8 3 2	1 3, 4 3 1	1 3, 8 5 2
要介護4	1 2, 8 8 7	1 4, 6 4 0	1 5, 1 1 8
要介護5	1 3, 9 4 1	1 5, 8 3 9	1 6, 3 3 9

	介護予防（単独型）認知症対応型（1日当たり）		
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
要支援1	5, 272	5, 516	8, 225
要支援2	5, 838	6, 116	9, 190
	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
	要支援1	8, 436	9, 557
要支援2	9, 446	10, 667	11, 000

〔加 算〕

- ① 感染症又は災害の発生により利用者数が前年度平均延べ利用者数よりも5%以上減少した場合、所定単位数の3%を加算（3か月限度）
- ② 入浴介助加算（Ⅰ）（1日） 444円  
入浴介助加算（Ⅱ）（1日） 610円
- ③ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 6月に1回 222円
- ④ 科学的介護推進体制加算（1月） 444円
- ⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  
7年以上30%以上 1回 66円
- ⑥ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数にサービス別加算率（10.4%）を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。（令和6年5月31日までの間）
- ⑦ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数にサービス別加算率（2.4%）を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。（令和6年5月31日までの間）
- ⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。（令和6年5月31日までの間）

（2）その他の費用

- ① 食事代（昼食） 628円（昼食578円、おやつ50円）
- ② おむつ代、レクリエーション代等は実費徴収